

要望書で頂いた皆様のご意見

「外かん完全地下方式」早期実現について要請の件

市長への手紙 (1)

市長への手紙 (2)

『外かん完全地下方式』早期実現について要請の件

【環境問題を守る会、練馬区北園町会】

謹啓 貴職におかれましては都知事就任いらい、都民福祉の向上と都政改革にむけたアクティブな挑戦、ならびに都市自治確立の啓発的イシュー発言に対し、地域住民ともども共感をこめ敬意を表します。

私ども自治会は、1960年に創立され今年40周年をむかえました。創立いらい上下水道など都市施設・生活環境と教育施設の整備をはじめ、消費物資の共同購入・省資源リサイクルと環境美化・災害自主避難備蓄体制づくりとコミュニティー意識形成の自治活動など多岐にわたっております。

このようななかで、1965年に急浮上した「関越道」と「外かん道」の両計画のうち、私どもは、特に『外かんの高架構造案』は『周辺都市環境とコミュニティーを破壊する』ものとし反対し、比較的被害の少ない『完全地下方式』を提案要求しました。いらい35年間は関越と外かん部分開通をはじめ、幾つかの都市と道路づくりに関わり、成否をふくめ多大な時間の消費と苦渋に満ちた選択を余儀なくされてきました。

この間の行政・施工者と地元の交渉は200回をこえ、むき出しな事業意欲と複雑な市民意識との乖離の調整にあたりました。ときには容易に理解の得られない苦痛と時間の浪費など、何度か逃避を考えましたが萎える心から市民の義務意識にたちかえり、信頼と善意をベースとした『市民参加の成熟都市づくり』と、『自然の保護創出と生活・教育環境の創造保全』を、自治会活動の基本にすえ努力してきました。

このような取り組みにも関わらず、都市政策と環境対策の未成熟と希薄な問題意識から、高速道路は優先的に整備されながら、高速へのアクセスと分散機能を確保する関連街路の整備は全く微速前進の微々たるものに終わっています。

現在、関越と外かんの両高速は当初の計画容量を年平均で30%も上回り、外かん部分開通後の関連街路の平日朝夕と、特に週末と休日朝夕の車の集散渋滞は甚だしいものがあります。これは当初に指摘したことであり、『道路政策と計画の整合性は何処にありや』と、不信と怒りを超え諦観の境地にあります。

かつて、関越の着工と拡幅・外かんの大泉開通の事業化には熱心であった各級行政と施工者は、竣工後のアフターケアを求める地元協議に対し、人事移動のひき継ぎ不良などを口実とし一様に腰をひき停滞しました。

したがって地元要望の個別的な課題をふくめ、『全ては外かん南進』時の課題として後おくりされ、関連道路(放射7号西延伸など)の同時施工による両高速へのアクセス確保。生活圈を脅かす激しい渋滞の解消策も手つかずです。

これらは、わが国の未熟な都市政策と都市づくり思想と哲学、ならびに未成熟な都市行政がまねいた市民の行政不信の不幸な対立関係によるものです。しかしながら、『関越と外かんづくり』の体験から楽観的に善意で見ると、行政施工者側と市民の実務的な協議のなかで、道路づくりの哲学と思想・手法・手順論など口角泡

を飛ばす深夜にわたる激論のなかに、貴重な相互理解と価値観の共有も芽生えるなど、あながち年月の浪費だけではなかったと実感しています。

このような経験と認識をふまえられるならば、『現場に芽生えたささやかな信頼と共感を行政の中核レベルに止揚拡大』し、今後のリベラルな対応を強く期待しております。

私どもの近未来の都市づくりの期待は、第一に『信頼関係の回復と市民参加による成熟都市づくりの実現』であり、第二は、重い動脈硬化症になやむ都市東京の修復と更新にむけ過去をこえ、外かん地下化の『緊急手術は待たなし』とする問題意識と解決策を、行政と市民の双方が共有すべきだと念じています。

このような認識と同意を得る条件は、第三として、行政は市民に対し『不幸な過去の経緯に惜しみなくふれ』不信感の払拭に努めること。また第四は、今後の「情報公開と説明義務と協議の履行」を確約し、その上に『完全地下化の都市環境に配慮した外かんづくり』が保証されるならば、知的意識の高い市民と周辺住民に、必ず認知されるものと確信しております。

60年代当初の私どもの懸念どおり、長い年月を『関越と外かん問題』の深刻な被害に悩まされ苦しい経験をしてきました。当初に集中型欠陥道路構造の基本的課題解決は『高架ではなく外かん完全地下方式』を提案し、大泉部分開通以前から同方式による早期実現の運動をすすめてきた所以もそこにあります。

外かん概成地域の私どもと、他の関係地域の状況認識と意識・対応に温度差があるのは当然のことです。しかし、四半世紀以上におよぶ政治と行政の『白紙凍結とタブー視』による、中途半端な停滞状況は双方に極めて不幸であります。

外かんは区部北西部と多摩東部地域の蘇生にも不可欠の機能であり、『限りなく都市環境に配慮した地下方式』とし、早期始動にむけ行政関係者と周辺地域住民のご理解を心からお願いいたします。

以上の願意を、5月27日招集の自治会年度総会の議を経て以下に要請として掲げました。

貴職におかれましては、公務ご煩多のなか恐縮に存じますが願意を深く理解いただき、要請の諸項目に対し60日以内に逐条的にご回答をいただきたく、ここに地域住民を代表し要請いたします。

なお、願意の不明確な部分についてはご照会いただければ幸いに存じます。

末筆ながら、貴職のご自愛専一の益々のご活躍と、首都東京の限りない成熟発展に向けたリーダーシップの発揮を祈念致します。

要請の内容

完全地下方式とし、ITC、JCT部(約5km)を除く本線部(約11km)は内外周を分離し堅牢な大深度 shield 工法とし、激甚災害時地下施設の安全性を高めること

大泉南 JCT、ITC は、関越高架部と主要道路を結ぶ地上動線以外は、完全に地下空間で処理すること。そのため必要となる都用地等の利用も考慮すること

地下処理などで部分的拡幅の必要が生じたときは、都市計画を変更し用地買収をおこなうこと

石神井公園・八つ釜などの湧水保全と「憩いの森公園」の完全復活策として、地下水の供給システム(人口地下水盆など)を開発し、供給を図ること

大泉南 JCT、ITC 上部の「憩いの森公園・八つ釜」等のアメニティー構想は、複数の案を地元関係者に示し意見を反映させること

外かん・関越の受け皿となる関係各幹線道路(目白通り西延伸ほか)・細街路の整備を同時施行すること

関越環境対策の、防音壁のかさ上げによる電波障害・交通安全ほか残された課題の解決を図ること

アセス評価と都市計画の変更、事業説明会・個別説明ほかは開かれた市民参加の中で実施し、都区市の都市計画審議会には関係住民を委員とし複数以上をふくむこと

用地買収には路線従価方式をとらず、宅地等は道路残地を残さず一筆評価買収とする。JCT、ITC 設置により予想される区域外の隣接住民が、環境変化から移転希望を申し出た場合は、連たん部に限り一筆評価買収に応ずること

仮移転者のリターンには誠実に対応し、移転希望者にはコミュニティー再生のため集団移転の替え地を用意すること

事業終了後は、周辺住民等と合同の「事後評価」等を実施(各観測システム・徐害システム・安全施設等を含む)し、周辺環境対策の万全を期するため、事後の相当期間は各級行政と事業者・地元関係者の協議機関を存置すること

外かん問題は、関係地域団体(町会自治会・商店会)等に対し、迅速に関係情報等を知らせるとともに、意見の交換と協議の場をもつこと

市長への手紙

この度市長さんへのお手紙を書きましたのは、建設のことで、市・地方事務所・都庁と長年にわたりご相談して参りましたが徒労に終わり、私共も老境に入り心身ともに疲れ、これ以上どこに相談する余力もなく、固定資産・都市計画税の不揃いで行政に異議を申し立て善良な市民の自由・権利を奪って何が民主主義なのか、市民の意向を無視した官僚主導の行政を多数の国民・マスコミ等を通して介護保険の見直し、そごうの事も、ご都合政治のやること、都市計画も変えてもらいたく、今までは不服ながら税金も払い我慢しましたが、もう 2 人共老人、身障者になりこれ以上は動くことも考えることも相談する余裕・余力もありませんので、市のほうで裁判でもしてもらい私どもの長年の苦しみを聞いていただき、一日も早く静かな余生を送り、妻の看病・介護に専念し、静かに暮らせるようご配慮くださるようお願いの手紙を書きましたので、よろしく願い申し上げます。

建て替えを考えて 10 年(H2 年より)市役所・地方事務所・都庁と相談に行く先々でたらい廻し(市は都道、国の事業だから地方事務所へ、地方事務所では都庁へ、都庁では各関連する課へと)6年3月10日には、小平合同庁舎で相談。23 区では緩和された所もあり、鉄骨 3 階建てまでは建てられるので、当市も隣なので緩和されるだろうとのことで、そのころはまだそんなに差し迫ってのこともなかったのに、一生暮らす家なのだから気持ちよく建て替えて善良な市民生活を送るべく、税金も不満ながら払い続けて、待てども何も進展せず、孫も大きくなり妻も病弱になり、転居も病院等の関係でできなくなり、市政・行政・税務相談等も出来る限りの相談はしましたが、どれもだめ。

7 年ころより転居も考え 8 年にはアパートも空けて準備するが、妻の体調が思わしくなく 10 年 8 月頃からは妻の体調が急変し、その後家事も出来なくなり、自分のことが出来る内と考えやむなし、2 階だけリフォームしてみましたがあまり変化もなく、又 2 世帯住宅とは風呂も勝手も一所だから、税務上は認められないとのこと。昭和 25 年より居住しているが、外環の件が起きて個人の財産・権利を行政に侵害され、その後は何の保証もなく相談の度に縦型行政にふりまわされ個人の財産・権利を侵害され、通院のため 2 世帯住宅が建てられなければ近くに買い替えるには税の減免もなく、行政の一方的で個人は紙くずのようにあつかわれるだけで、3 階が建てば別宅は売らないでも済むが、買い替えは資金不足で買えず、もう年齢で借入れもできず(平成 4 年には東村山の土地を建替の頭金にと売却し、税金も 500 万円もそのとき払う)一番心配していた妻の動けるうちと思っていた生活設計も、今では通院治療のため移転することも出来ず、2 世帯住宅がだめなら近くに買い替えるにも行政は何の配慮もなく、こんなことがなかったら平穩に静かに生活できたものを、このまま引き下がるには今までの労力・苦しみは何の解決もみず、ただむなしさが残るだけで、当事者でなければこの心境はわからないでしょうが、行政はもっと相談者の立場に立って問題を解決していただきたく、うるさい相談相手は早く自分の管轄外に廻すことしか考えず、解決していただきたく、子供のときから 60 余年住み慣れた土地に 1 日も早く善良な一市民として静かに余生を送れるようご配慮いただき、住民の自由・権利を奪って何が民主主義なのか、市民の意向を無視した官僚主導の行政のあり方に一言苦言を呈して 1 日も早い解決をお願い申し上げます。

市長への手紙

単なる一個人の地域エゴとして扱われているこの悔しさは他人事として何の解決策もせず、ただ時期が来ると督促状を送るだけの役所にはわからないでしょうか、12年9月26日に8月30日の返信では解決にもならず、市民相談窓口で村田様？と面談し、各窓口へ案内されて話しましたが、又窓口のたらい廻しで私にはもう心身共に疲れこれ以上時間的・心身的にゆとりがありませんので、妻の動けるうちにと考え、現在店の一部を居室に改造中ですが、この補償は、また無念はどこに持っていけばよいのか、お知らせ願います。私には余りにも長期の犠牲も大きく、また家庭内も一変し、店も犠牲にしての私の無念は計り知れません。これ以上弱者いじめはやめて下さい。役人は組織防衛にだけきゅうきゅうするのではなく。

法律がなければ立法化すれば...

前例がなければ前例を作れば...。そのために行政の職員が高額の給料をもらい、席を置いているのではないですか。

私のほうからは前回にも申し上げましたように、もう何もかも限界にきておりますので司法に訴えるなりしてください。早く解決して平穏な余生を送り妻の介護に専念したいのです。